



ダムの計測

ダムは河川管理施設等構造令により、計測による安全管理が義務付けられている。

(計測装置)

第13条 ダムには、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項を計測するための装置を設けるものとする。

項目	区分	計測事項
1	ダムの種類	基礎地盤から堤頂までの高さ(単位:m)
1	重量式コンクリートダム	5未満 深水槽・揚圧力
2	アーチ式コンクリートダム	30未満 深水槽・揚圧力
3	フィルダム	30以上 深水槽・変形・揚圧力
	ダムの堤体がおむね均一の材料によるもの	深水槽・変形・浸透線
	その他のもの	深水槽・変形

2. 基礎地盤から堤頂までの高さが100メートル以上のダム又は特殊な設計によるダムには、前項に規定するもののほか、当該ダムの管理上特に必要と認められる事項を計測するための装置を設けるものとする。



